

静岡県人事委員会は、退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7－1328

退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（静岡県人事委員会規則 7－1042）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第 5 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。